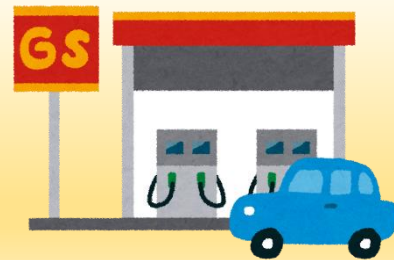


給油取扱所に係る

法令改正がありました



令和5年から令和6年にかけて、給油取扱所についてさまざまな法令改正がありました。

下記にまとめましたので、改正内容を理解し、適切かつ安全に取扱いをお願いします。

令和5年12月27日施行

- 1 固定給油設備からガソリンを容器に詰替えられる上限（200L/日）がなくなりました。**

※固定給油設備から軽油を容器に詰替えられる上限（1,000L/日）に変更はありません。



令和5年12月27日施行

- 2 固定給油設備から軽油を車両に固定された4,000L以下のタンク（内部を2,000L以下ごとに仕切ったものに限る。）に注入することができるようになりました。**

※固定給油設備から軽油を容器に詰替えられる上限（1,000L/日）に変更はありません。



令和5年12月7日施行

- 3 給油取扱所内に設置できる建築物の用途が拡大されました。**

映画館、飲食店、スーパー、図書館、神社、工場、駐車場、倉庫、事務所等を設置可能。

令和5年12月27日施行

- 4 営業時間外に安全対策を行うことで係員以外のものが出入りできることとなりました。**

※営業時間外に給油取扱所以外の用途で使用できるようになりました。

令和5年12月7日施行

- 5 尿素水溶液供給機・急速充電設備の位置、構造又は設備の基準が定められました。**

経過措置が設けられています。



令和5年12月27日施行

- 6 荷卸し中に固定給油設備及び固定注油設備の使用ができるようになりました。**

使用するには、次の措置が必要です。

- 1 給油及び注油ノズルに満量停止措置を設ける。
- 2 地下タンク等※及び危険物を注入する移動タンク貯蔵所には、コンタミ防止措置を設ける。

※地下タンク等とは、地下タンク及び簡易タンクをいう。

令和6年3月1日施行

- 7 乗用車によるプラスチック容器でのガソリン運搬が可能になりました。**

容器は、次のいずれにも該当する必要があります。

- 1 UN規格で容器記号3H1が付されていること。
- 2 最大容量が10L以下であること。
- 3 製造日から5年以内であること。



令和5年12月27日施行

- 8 予防規程に定めなければならない事項が追加されました。**

④と⑥について対応した場合は、必要な事項を予防規程に定めることとされました。

※予防規程変更認可申請が必要です。

お問い合わせ先

上球磨消防組合 予防課 TEL 0966-42-3184